

山形市と株式会社ポケモン及び山形市歯科医師会との 予防歯科推進に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ポケモン（以下「乙」という。）及び山形市歯科医師会（以下「丙」という。）は、山形市における予防歯科の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携を図り、それぞれが保有する資源を有効に活用することにより、山形市における子どもの歯の健全育成を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 甲が実施する予防歯科推進事業に関すること。
- (2) 乙が運営する歯みがき習慣ゲーム「ポケモンスマイル」に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について丙が実施する監修及び支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、連携事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲、乙及び丙が合意の上、決定する。

（情報保護）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（確認事項）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲及び丙が乙以外の民間企業と連携し、及び協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体又は丙以外の法人と連携し、及び協力することを妨げるものではないことを確認する。

2 この協定に基づく連携事項の実施に関するあらゆる事項についての通知、連絡、問合せ等は、全て甲を通じて行い、乙丙間では直接行わないものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 甲、乙又は丙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲、乙及び丙で協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年6月4日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー8階
株式会社ポケモン
専務執行役員 曾羽 孝則

丙 山形市十日町二丁目4番35号
山形市歯科医師会
会長 小関 陽一